



2024 年度物価高騰及び子育て対応支援枠

令和 6 年能登半島地震被災者を対象とする居住支援事業

～アウトリーチで被災者の住居に関する相談に応じ、寄り添い一緒に考えて
一時住居の確保と後の転居を見据えた居住生活支援を行う事業～

実行団体公募要領①

応募締切：2024 年 9 月 20 日（金）17 時必着

一般社団法人 居住支援全国ネットワーク

※本公募要項は「令和 6 年能登半島地震被災者を対象とする居住支援事業」
に特化した内容を掲載しており、休眠預金制度の助成全般に係るルールや注
意事項等は、別紙「実行団体公募要領②」をご参照ください。

1 本事業の目的

令和6年能登半島地震は、復旧復興が極めて難しい大規模災害です。被災地から金沢市などの拠点都市が極めて遠く、限られた道しかないことが要因の1つです。ゆえに避難所に避難した人や危険な家屋に住み続けている人も多く確認されています。現地では公費解体が始まったばかりで一部損壊等の家屋修繕はこれからという段階です。被災地では、1次避難所に残っている人も多く、ホテル等への2次避難所には1000人程度（※7月下旬現在）の被災者（うち半数は仮設住宅を利用できないであろう人）がいるという状況と聞いています。

このような状況の中で段階的に避難所の集約や閉鎖が検討されており、多数の世帯がこれからの居住先の選択を迫られ、居住支援が必要とされます。高齢者・障害者・子育て世帯などの要配慮世帯に対する寄り添い型の居住支援（入居支援、入居継続支援、転居支援）も喫緊の課題となっています。

更なる課題は2次避難として広域避難した住民がすでに避難先の賃貸型応急住宅（※以降、みなし仮設住宅）等に入居し、人口減少に拍車がかかっている点にあります。石川県もみなし仮設住宅入居者に対し、被災地に応急仮設住宅ができた場合、その転居を認めるなどの特例措置を決めてはいますが、みなし仮設住宅に入居した方は避難先周辺で就労することが多く、応急仮設住宅に転居できる住民は、被災地で就労先が確保できた方か、年金で生活する高齢者に限られることが予想されます。応急仮設住宅入居者の今後の居住に関する相談に応じることも必須であり、地域生活の維持と地域の復興という側面からも居住支援が求められています。

また、仮設住宅の供与期間は原則2年となります。2年間に1次避難所から2次避難所、2次避難所からみなし仮設、みなし仮設から応急仮設住宅、応急仮設住宅からそれぞれの生活再建する住まいへと最大で計4回の引越しをすることは容易なことではありません。引越しの相談に乗り、選定のためのアドバイスをし、引越し先を確保するという観点からも居住支援が求められています。

そして今回の被災地は、民間賃貸住宅が極めて少ない地域です。しかしながら空き家が多い地域でもあり、使える空き家を活用することが望ましいところですが、どれだけ空き家が倒壊し、どれだけ空き家をどの程度の修繕で活用できるのかも分からない状況です。

被災者にとっては、住み慣れた自宅は住める住居なのか、修繕した方がいいのか、公費解体した方がいいのかという選択にせまられ、住宅ストックが限られる中、倒壊しなかった空き家は活用可能なのか、活用するには修繕等にどの程度の費用と期間がかかるのか、これを見極めることは被災者と被災地の喫緊の課題だと考えます。また能登は文化的に価値のある住家や空き家も多数存在しており、文化的な見地からも価値ある建物を修繕することや残念ながら修繕が難しい家屋であっても価値ある資材を有効活用する取り組みも居住支援だと考えます。

結局は誰かが被災者に対し、丁寧な居住支援を実施しない限り、多くの自力再建できない人が取り残されるであろうと考えられます。被災者は頼れる相談相手がない中で、仮設住宅供与期間内に、自宅を改修するか、建替をするか、公営住宅に入居するか、賃貸住宅に転居するか、今後の人生を左右する大きな決断を迫られます。

公営住宅について、熊本型の長屋型仮設住宅や、石川型の木造型仮設住宅以外の活用の話は現在のところは出ておらず、今後における行政の支援制度も不透明な状況にあります。

本事業は、以上のような状況を踏まえ、できるだけ早く将来の被災地の復興を見据え、そして被災者への寄り添い型の居住支援体制を構築することで、能登半島地震からの復興の一役を担うことを目的としています。

「居住支援」とは、一般的に住まいの確保に困難を抱える人々（たとえば高齢者、障害者、低所得者、外国籍、被災者など）に対して、民間賃貸住宅を提供することで、居住の安定をはかることを目的としていますが、本事業における「居住支援」は、能登半島地震を受け、被災者ひとりひとりの住まいの課題や悩みに対し、被災者に寄り添い、そして被災者の生活再建に資する相談と、被災者の生活再建を支援する取り組み、また能登地域全体を見据え、空き家等の調査、文化的価値のある空き家の利活用、空き家を被災者の住まいとして活用する施策、空き家を活用した2地域居住の可能性等を総合的に「居住支援」と考えています。

2 助成対象事業

本事業では、石川県・新潟県・富山県内の能登半島地震で被災した被災者を対象に、寄り添い型の居住支援活動を行う団体に助成します。ただし、本事業は1年間の緊急事業です。2024年11月以降、約1年間で被災者の居住支援を迅速に進められる団体を対象とします。

助成対象事業は、相談窓口を設置し、現地で寄り添い型の居住支援活動を行うことができることを前提とします。なお、申請団体が現地に相談支援拠点（※）を設けることも想定し、その設置費用も助成対象としています。

※相談支援拠点とは、主としてスタッフや専門職が相談支援活動の中間拠点として利用するベース基地という位置づけです。対象地域までの往復に時間がかかる場合や、遠方の団体が被災地支援に参画する場合に設置することを想定しています。被災者の相談支援窓口や一時宿泊場所と併設することも想定されます。

【本事業で居住支援全国ネットワークが実現したいこと】

令和6年能登半島地震の多くの被災者に対し、早期から寄り添い型の出口戦略を見据え「災害ケースマネジメント」の手法を活用し、孤立防止と生活の安定を図ることを目的とした居住支援相談窓口が各地域に設置されている状態を目指します。

被災県、被災自治体、被災高齢者等把握事業実施団体、支え合いセンター実施団体、各地避難所の運営団体、災害に詳しい建築士や弁護士等とも連携し、被災者の居住関連相談に応じます。

具体的には、専門職や地域支援拠点との連携による相談体制の整備、居住支援拠点の開設と運営、仮設住宅の申込等の手続き援助、みなし仮設住宅物件の紹介・見学同行・申込援助、応急仮設住宅への転居支援、家屋の修繕再建に関する建築士や弁護士によるアドバイス支援、家屋を調査し活用するための専門業者の募集と現地派遣、孤立を防ぎ生活を支える居住生活支援、空き家を活用した各種居住支援（※1）、など被災者の居住環境への不安に親身に寄り添って相談を受

け、共に今後の居住生活を考えることで、被災地の復興に資する居住支援活動を迅速に行うことを目指します。

(※1) 上記「空き家を活用した各種居住支援」とは、以下の制度を活用した取り組み事例のほか、今後行政が展開する様々な支援制度を活用した（又はそれを補う）取り組みを想定しています。寄り添い型居住支援に加えて、トライアルな内容も含めて共に空き家活用にご協力いただける取り組みを期待しています。

- ①国交省住宅局が空き家対策として打ち出した「空き家等管理支援法人」になり、被災自治体との連携によって、空き家の調査や利活用等を行う取り組み
- ②石川県のデジタル構想における電力データの活用による空き家調査の精度向上、その後の空き家のみなし仮設利用、空き家のセーフティ住宅としての利活用を行う取り組み
- ③石川県復興プランが掲げる空き家を活用した2地域居住の住宅活用や関係人口を増やす様な2地域居住に関する新たな提案 など

【事業対象地域】

石川県・新潟県・富山県の令和6年能登半島地震の被災地と被災者が生活している地域
実行団体の本拠地の所在地は問いません。事業対象地域は、単一の市町や奥能登地域など特定の地域でも可能ですが、これに限定せず、複数の県や地域での居住支援活動も可能です。

【助成事業例】 ※あくまで一例であり、例示事業に限定するものではありません。

- ・被災市町が実施している「地域支えあいセンター事業」との連携による被災者が生活するための移動支援や居住可能物件提供を含む伴走型の居住支援事業
- ・福祉事務所設置自治体の自立相談窓口や一時生活支援事業実施団体（生活困窮者自立支援法）、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業実施団体やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業実施団体等との連携による伴走型の居住支援事業
- ・県市町の居住支援協議会や住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律。※以降、住宅セーフティネット法）との連携による伴走型の居住支援事業
- ・住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅セーフティネット法）が被災者支援の知見を集約し、伴走型の居住支援を実施する事業
- ・インターネットや通信手段をフル活用して、全国災害支援ボランティアネットワーク（JVOAD）等の被災地で活動しているNPOなどとの連携による伴走型の居住支援事業
- ・被災地以外に避難した2次避難者等が、被災地のみなし仮設住宅等に引っ越すための居住支援等を行う事業
- ・家屋や空き家等を調査し、その物件を活用するために士業並びに専門職等の職能団体を組織し、被災地の支援団体と協力して、空路を利用するなどして、応急工事やボランティア派遣等を行う居住支援事業
- ・準半壊以下の罹災証明書のために仮設住宅に入れられないし、自宅も大幅に修繕しなければ住めない

いと思われる「在宅被災者」になりかねない被災者に対する民間賃貸住宅をサブリースするなどの居住支援事業

- ・その他、被災者の住まいの悩みを解決するための居住支援事業

【特に優遇する事業】

- ・被災者の仮設住宅や再建住宅の確保に向けて、空き家の調査や利活用を行う事業
※取組み事例は上記（※1）を参照。優遇の考え方は下記3の要件3をご参照ください。

【対象外の事業】

- ・専門的アドバイスを行う士業等との連携を想定していない事業（※下記3の要件1を参照）
- ・「災害ケースマネジメント」の手法を取り入れていない事業（※下記3の要件2を参照）
- ・資金分配団体が目指す事業計画に沿っていないもの、目的外又は非現実的な計画
- ・通常の団体運営や組織基盤強化が主となっている事業計画や予算計上があるもの
- ・被災者支援よりも施設の維持管理や改修等が主な目的と思われる事業
- ・主たる目的が調査、研究のみである事業
- ・被災者への金品給付等を目的とした事業

3 応募団体（実行団体）に求める要件

本事業に応募する団体は、下記の要件を満たす必要があります。必須要件と優遇要件がありますので、必ずご確認ください。優遇要件は満たさなくても申請できますが、満たす場合は審査委員会において評価される内容となります。（下記6 審査方法等の【審査基準】を参照）

要件1. 士業との連携により専門的相談やアドバイスを行うこと（必須要件）

本事業では、士業（建築士、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、宅建士、公認心理士、社会福祉士、FP等）の方との連携により専門的な相談にのることで、被災した住宅改修の可否（※被災家屋を修繕した方がいいのか、建て替えした方がいいのかの客観的な専門家としてのアドバイス）、被災した土地の活用の可否（※その土地に建物を建設しても問題ないかの安全性の確認やアドバイス）、境界の問題、不動産の売買や登記の問題、自立再建にむけた収支計画や資金繰りなどの総合的な相談を行うことを前提としています。士業との関わりは実行団体が直接実施しなくても、連携団体との協働によりなされる場合も対象となります。これらの実行団体の取り組みと併せて、資金分配団体からの伴走支援（非資金的支援）として、居住支援の専門チームが伴走しながらアドバイスし、実行団体の活動をしっかりとサポートします。これらの連携により総合的に被災者支援を行える協調性のある団体を対象とします。

要件2. 「災害ケースマネジメント」の考え方による居住支援を実施すること（必須要件）

本事業では内閣府が推進している「災害ケースマネジメント」という考え方にに基づき、ひとりひとりの被災者の状況に応じた生活再建を目指していくことを目的とした居住支援を実施しま

す。資金分配団体からの伴走支援（非資金的支援）として、助成期間中、災害ケースマネジメントの専門チームが実行団体の活動をサポートします。また、助成開始後に研修会を実施し、実行団体に災害ケースマネジメントの手法を習得いただき、助成事業を通じて実践していただきます。

<内閣府防災情報ページ（災害ケースマネジメントとは）>

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/case/index.html>

要件 3. 被災自治体と連携し、被災地の空き家の調査や利活用を実施すること（優遇要件）

本事業では、被災者の仮設住宅や生活再建のための住宅確保に向けて、空き家の調査を実施し、活用できる空き家の利活用を推進しています。具体的には、みなし仮設住宅、災害復興公営住宅としての活用や石川県が推進する2地域居住のための住宅や住宅確保要配慮者向けのセーフティネット住宅（住宅セーフティネット法）、また令和7年10月から運用が開始される予定である住宅確保要配慮者居住支援法人等が入居中のサポートを行う賃貸住宅「居住サポート住宅」としてパイロット的な取り組みを検討実施し、被災者の住宅再建に資する事業を特に推進します。

また、罹災証明を活用できる被災者のみならず、罹災証明を活用できない被災者に対しても、住み慣れた地域で住み続けたいという思いを実現していく必要があり、空き家の利活用によってその可能性を見出していきたいと考えています。

※空き家の調査等を行う事業者は、助成終了時までには被災地の空き家等管理支援法人に指定されることが望ましい。同法人に指定される計画の場合は、審査項目における出口戦略として評価の対象となります。（下記6 審査方法等の【審査基準】②③を参照）

要件 4. 助成事業終了後の対象事業の継続（優遇要件）

日本全国で今後も大規模な災害が発生することを想定し、採択団体には、今回の助成事業で得た知見を活かし、今後発生する災害においても継続的に幅広く活動されることを期待します。また、そのための出口戦略をしっかりと見据えている事業を優遇します。（下記6 審査方法等の【審査基準】③を参照）

要件 5. 組織体制の整備（必須要件）

休眠預金活用事業の制度上、ガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体であることが必須となります。このために関連する規程類の整備が必要となっています（【共通版】実行団体公募要領②の別添1を参照）。

資金分配団体では規程類作成の参考資料も用意してありますので、必要があればご相談ください。採択時点で未整備の規程等がある場合には、資金分配団体の支援のもとに助成期間終了までに整備を完了することが求められます。

要件 6. 情報公開に関する承諾（必須要件）

公募期間終了時に「団体名」「所在地」「申請事業の名称及び概要」を公開することとなります。また、採択された団体においては事業計画や資金計画等を公開することとなります。その他、各

種情報の透明性が求められますのでご注意ください。但し、公開に際しては事前に双方で協議し、機密情報などに配慮を行った上で公開します。

要件7. 評価の実施（**必須要件**）

休眠預金活用事業のルールに基づき、社会的インパクト評価を行っていただきます。

評価の実施にあたっては、「評価の実施について」

（https://www.janpia.or.jp/koubo_info/subsidy_urgent/outline/download/subsidy_hyouka_jisshi.pdf）に則して行っていただきますが、具体的な方法等は採択団体に個別に詳細をご案内します。

※過去の居住支援の活動実績は必須要件としません。また、法人格の有無や種類も問いません。任意団体や営利法人でも申請できます。

4 助成期間と助成金額

【助成期間】

2024年12月頃（予定）～2025年11月頃（予定）

※助成期間は採択後の資金提供契約締結から最長1年間になります。延長はできません。

【助成金額（資金的支援）】

事業期間中における1団体あたりの助成上限額は5,000万円とします。

ただし、助成申請額が申請団体の事業費決算額を大幅に上回る場合には、審査基準に従って減額査定またはマイナス評価となる場合があります。（下記6審査方法等の【審査基準】①を参照）

<助成申請額の目安と事業内容の事例>

①助成額 1000万円程度の事業例

（新潟県 or 富山県 or 石川県南部）を支援対象地域とし、既存の支援拠点を活用し、相談員1.5名を配置して、近隣の専門家と協働する居住支援活動

②助成額 3000万円程度の事業例

（被災地の単一市町を支援対象地域として、新規に支援拠点（相談拠点＋宿泊可能）を設置し、相談員4名を配置してアウトリーチ型で寄り添い型支援を実施し、空路を利用するなどして、宿泊を伴う形で複数の専門家を招いて個別アドバイスを行う居住支援活動）

③助成額 5000万円程度の事業例

（被災地の複数市町を支援対象地域として、新規に支援拠点（相談拠点＋宿泊可能）を1つ以上設置し、相談員4～6名を配置してアウトリーチ型で寄り添い型支援を実施し、空路を利用するなどして、宿泊を伴う形で複数の専門家を招き、空き家を含む物件調査や利活用などの個別アドバイスを行う居住支援活動）

※上記はあくまでも例であり、記載した活動の組み合わせに限定するものではありません。

【非資金的支援の内容】

- ・居住支援の専門家チームによる実行団体の活動サポートや専門的アドバイス
- ・「災害ケースマネジメント」研修会やノウハウ移転、各種制度事業の研修会の開催
- ・被災地の土業や自治体と連携をするためのアドバイスや繋ぎ支援
※申請時点で土業等との繋がりがなくても、資金分配団体のネットワークを通じて紹介します。
- ・空き家の調査や利活用を行うためのアドバイスや制度案内
- ・資金分配団体との定例ミーティングによる情報共有と事務手続きサポート
- ・上記定例ミーティングのほか、実行団体集合会議（年2回）、全実行団体と資金配分団体との意見交換会（年2回）の開催
- ・助成事業の評価活動サポート（アウトカムやアウトプットの設定・測定等のアドレス）
- ・その他、本事業をより加速させるための実践的支援

5 公募のプロセスとスケジュール

- ・公募期間：2024年8月20日（火）～2024年9月20日（金）17：00
- ・事前相談：2024年8月20日（火）以降随時
- ・公募説明会：2024年8月29日（木）13：30～15：30
- ・面談審査：2024年10月下旬頃（予定）
- ・審査結果通知：2024年11月上旬頃（予定）

6 審査方法等

【審査方法】

- ・第三者の専門家による審査会を設置し、第1次審査として書面による審査を行います。
（個別にヒアリングを行う場合や、追加で資料の提出をお願いする場合があります。）
- ・第2次審査としてオンラインでの面談審査を10月下旬頃に行う予定です。
（実施日程は面談対象団体に個別に案内しますが、審査の状況によっては、第1次審査で採択団体が決定する場合があります。）
- ・採択結果は申請団体へ個別に通知し、その後資金分配団体のウェブサイトで公開します。

【審査基準】

① 実行団体としての適格性

- ・居住支援や被災者支援に関する活動の実績等があるか
- ・助成申請額に見合った事業実績や決算規模があるか
- ・信頼できる組織であるか（情報公開、ガバナンス・コンプライアンス等を含む）

② 事業目的との合致性

- ・本事業の目的に合致した、寄り添い型の居住支援になっているか
- ・被災地又は被災者の現状やニーズに見合った居住支援になっているか

- ・土業や専門家と連携した相談支援が計画されているか
- ・「災害ケースマネジメント」の手法が導入された計画になっているか
- ・空き家の調査や利活用を行う計画があり、現実的で効果的か

③ 計画の妥当性・実現可能性・継続性・汎用性

- ・事業計画や資金計画の内容に妥当性があり、実現可能であるか
(事業の目的、方法、実施体制、スケジュール、予算、対象経費、目標設定等)
- ・助成終了後も継続して支援活動を行うための出口戦略をもっているか
(今後発生する大地震にも汎用できる、ノウハウが活かされる、財源の目途があるなど)
- ・被災地の復興に資するアイデアや創造性があるか

7 申請手続き

【提出書類】

提出期限までに全ての申請書類が提出されたものを申請受理します。必要書類が揃っていない場合は、審査の対象になりませんのでご注意ください。

申請書類のデータは、以下の公募サイトに掲載していますのでご確認ください。

(公募サイト URL : <https://kyojushien.net/kyumin>)

<指定書式>

- ・(様式 1) 助成申請書 (PDF) ※押印必要
- ・(様式 2-1) 事業計画書 (Excel)
- ・(様式 2-2) 事業計画説明書 (Word)
- ・(様式 3) 資金計画書 (Excel)
- ・(様式 4) コンソーシアムに関する誓約書 (PDF) ※コンソーシアム申請の場合のみ
- ・(様式 5) 団体情報 (Excel)
- ・(様式 6) 役員名簿 (Excel) ※パスワードをかけて保存・提出してください。
- ・(様式 7) ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書 (Excel)

<団体情報書類>

- ・定款 (PDF)
- ・登記事項証明書 (全部事項証明書) (PDF) ※発行日から 3 か月以内の写し
- ・事業報告書 (直近 3 年分) (PDF)

<決算報告書類>

- ・貸借対照表 (PDF)
 - ・損益計算書 (活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等) (PDF)
- ※すべて直近 3 年分

<任意提出書類>

- ・申請事業に関する補足資料、説明図、ロジックモデルなど
- ・団体の活動や実績が分かる資料（パンフレット、ニュースレターなど）

【提出先】

- ・所定の申請書を作成の上、全ての書類を電子メールで提出してください。
- ・押印が必要な書類及び登記事項証明書は PDF データを作成し、電子メール添付にてご提出ください。原本は後日提出いただきますので、採否の通知まで大事に保管してください。
- ・郵送でのご応募は受け付けませんので、予めご了承ください
- ・申請締切は **9月20日（金）17：00** までのメール受信（タイムスタンプ）になります。

▶提出先メールアドレス：kyumin2024admin@kyojushien.net（代表メールアドレス）
件名は「休眠 2024 緊急枠応募 ○○○○○○（団体名）」としてください。

【その他留意点】

- ・申請書の提出をもって、「公募要領①及び②」、「積算の手引き」、「資金提供契約書（ひな形）」の記載内容に合意されたものとみなします。
- ・任意提出資料は自由書式となりますが、審査員の理解を深める資料になりますので、できるだけ提出することをお勧めします。
- ・審査の結果、申請額からの減額や申請事業内容の修正を要請する場合があります。
- ・提出書類・資料等に虚偽の記載があった場合には、事業の中止や助成金の返還を求めます。
- ・申請に要する費用、採択後の資金提供契約締結までに要する費用については、助成対象となりませんので、申請団体の負担となります。
- ・ご提出いただいた書類は返却しません。不採択の団体からの書類は、資金分配団体の文書管理規程に基づき、一定期間保管した後に廃棄します。採択された団体の申請書類は、資金分配団体及び JANPIA の助成システムにて保管します。
- ・資金提供契約後の事業計画や資金計画の変更は、やむを得ない事情により発生したもので、計画の変更によって事業の効果や成果があげられると認められる場合に限り、各種計画の変更が認められます。また、その場合は、資金分配団体の承認をもって変更完了となりますので、実行団体の判断で勝手に計画を変更した場合は助成対象外となり、助成金の返還を求められることとなりますのでご注意ください。
- ・今回申請する事業と同一事業で、他の資金分配団体へ同時期に申請することはできません。（採択結果が分からない段階で、複数の資金分配団体に同一事業の申請はできません。）

8 使用可能な経費項目と制限

ここでは概要のみ記載しています。休眠預金活用事業の独自のルールもありますので、詳細は「積算の手引き」で必ずご確認ください。

【直接事業費】

- ・本事業を実施するために直接必要な経費

例) 本事業従事分の人件費、旅費交通費、会議費、会場借料、借料損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝料、消耗品費、機器購入費、委託料、謝金など

※人件費を計上する場合は、ウェブサイトで人件費水準を公開する必要があります。

※土地を購入することはできません。建物を新築したり購入したりすることは原則としてできません。所有物件の改修費や、賃貸住宅の家賃は助成対象となります。

【管理的経費】

- ・役職員の人件費、管理部門で使用する管理経費、事務所の家賃等の一般的な経費で、本事業に経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費等です。但し、按分計上が必要となり、案分の根拠になるものを提出していただきます。
- ・本事業の実施にあたり必要となる指定口座からの振込手数料。
- ・管理的経費は、助成申請額に対して 20%以下となります。

【予算の範囲】

- ・予算計上できる支出は、資金提供契約で定められた助成期間までに支払いを行ったものに限ります。
- ・助成金の使途は、申請時に説明された内容（事業計画・資金計画の記載事項）に限ります。
- ・事業期間終了後に助成金の精算を行い、残金がある場合は必ず返還していただきます。
- ・本助成事業に不適切な経費、単に団体の活動を維持するための経費と思われるものは、減額査定の対象となるほか、資金提供契約時に削除や修正をしていただきます。

【助成金の支払時期・進捗管理】

- ・助成金の支払いは概算払いで、年度毎に原則 2 回に分けての振込みになります。
- ・休眠預金活用事業で定められたルールに基づき、精算報告書と助成対象経費の支払証拠書類を毎月提出していただきます。支払証拠書類がない経費は、助成対象外となります。

【助成金の管理】

- ・助成事業専用の決済用預金口座（無利息口座）が必要となります。
- ・専用口座では事業開始から監査・残金返金までの一連の手続きが完了するまで、本事業以外の入出金はできません。

9 その他

- ・事業期間中は毎月、対面もしくはオンラインでの定期ミーティングを行います。
- ・ご不明な点は各種手引きを参照いただくか、下記連絡先までお問合せください。
- ・オンラインによる公募説明会を 2024 年 8 月 29 日（木）13：30～15：30 に行います。

10 問い合わせ先

本件のお問い合わせは、原則電子メールでお願いいたします。

一般社団法人居住支援全国ネットワーク 休眠預金活用事業担当（横畑）
〒700-0806 岡山県岡山市北区広瀬町 2-11 おかやま入居支援センター内
E-mail : kyumin2024admin@kyojushien.net（代表メールアドレス）
電話 086-230-1056（受付時間 9:30～18:00、土日祝除く）
公募サイト URL : <https://kyojushien.net/kyumin>

以上